

「山形県行財政改革推進プラン 2025（仮称）」最終案に係る意見募集の結果

1 募集期間 令和7年2月25日（火）から3月17日（月）まで

2 意見の件数 23件（意見者の数 3人）

3 意見の概要と県の考え方

※（ ）は意見募集時の最終案（資料3）のページ番号

NO	項目	意見の概要	県の考え方
1	第一章	<p>プランの構成について、他の山形県の例ではまず計画の趣旨や基本方針（基本理念・位置付け）を最初に記載しているのに、なぜ「策定に当たっての方向性」を「県行財政を取り巻く現状と課題」より先に示さないのか。</p>	<p>本プランについては、まず、県行財政を取り巻く現状と課題を分析した上で、プラン策定の必要性があると判断し、プラン策定の趣旨を記載しております。次に、その趣旨を具体的に実現できる実効性あるプランにするために、策定に当たっての方向性を記載しております。そして、その方向性に沿ってプランの内容を作成しているため、このような構成となっております。（P1～6）</p>
2	第一章	<p>策定に当たっての方向性に国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を記載しているが、山形県人口ビジョン(令和7年版)を考慮しないのか。</p>	<p>県では、本県の人口の現状を分析することで、市町村や県民の皆様と人口に関する認識や将来展望を共有するとともに、今後目指すべき県づくりの方向性を提示するため、令和7年3月に山形県人口ビジョンの改訂を行ったところです。本プランについても、策定に当たっての方向性などの表現について、人口ビジョンの改訂内容を踏まえて記載しております。（p5）</p>
3	第一章、 視点④	<p>「政府の動向等」にデジタル庁が進める地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化は記載しないのか。また、視点④のデジタル機器の計画的な更新、庁内ネットワーク環境の改善との関係性はどうか。</p>	<p>政府の動向等につきましては、デジタル庁が進める「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」についても状況を注視しております。当該取組みで挙げられている標準化対象事務は、概ね市町村が所管する事務となりますが、県でも該当する2業務については対応する必要がありますので、適切に対処してまいります。また、県では、基幹業務システムの統一・標準化など、デジタル技術を活用した効率化を推進する前提として、デジタル機器の計画的な更新や庁内ネットワーク環境の改善が不可欠なものと考えております。（P5, 27）</p>

NO	項目	意見の概要	県の考え方
4	視点①	<p>事務事業の見直し・改善を部局長等マネジメントの下に行うとのことですが、部局長等による差がでないように業務の効率化、リスクを管理しながら、目標を達成することが必要となるものと思料する。</p>	<p>事務事業の見直し・改善につきましては、部局長等がマネジメントを発揮して、それぞれ内部の事情に応じて適切に見直しや改善を行うことを想定しております。頂いた御意見を参考にしながら、適切に実施してまいります。(P7)</p>
5	視点①	<p>行政でやるべきものと民間でやるべきものとの切り分けが必要だが、行政でやるのが一方的に増えているように思われる。やることを一つ増やすのであれば、その分一つ減らすべきだ。</p>	<p>人口減少時代において必要な行政サービスを提供し続けるためには、限りある行財政資源の選択と集中による有効活用が重要だと考えております。</p> <p>そのため、このプランでは、引き続き民間活力の活用を推進していくとともに、事務事業の見直し・改善により、真に必要な事業を見極め、スクラップ・アンド・ビルドの徹底及び財源等の選択と集中を推進してまいります。(P7, 11, 21)</p>
6	視点①	<p>本庁や総合支庁、出先機関の必要な組織体制等の検討・整備について、総合支庁において県民が行う各種手続きが完結することが必要であり、総合支庁の機能を強化して災害時に対応できるようにしてほしい。</p>	<p>頂いた御意見を参考にしながら、県民が行う各種手続きや災害時の対応を含め、県組織等の効率的かつ効果的な機能配置に向けて、時代に即したあり方を検討し、必要な組織体制等を整備してまいります。(P9)</p>
7	視点①	<p>現業業務及びその執行体制のあり方の検討について、現業業務は県民に直接接する業務であり機動的に行い県民の意向をくみ取りそれを県へ反映させるために必要があることから、執行体制を強化してほしい。</p>	<p>県が担う役割や県民サービスの確保に留意しつつ、適切な執行体制を検討してまいります。(P9)</p>

NO	項目	意見の概要	県の考え方
8	視点①	<p>審議会等の見直しに当たっては、県政に県民の意見を反映させる仕組みを担保してほしい。</p>	<p>審議会の見直しにつきましては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に定めている廃止・統合の基準に基づき実施しております。審議会等の見直しにより県政に県民の意見を反映させる機会が失われることがないように運営しておりますので、引き続き適切に取組みを進めてまいります。(P9)</p>
9	視点①	<p>危機対応力の強化では、緊急事態発生時にあたっては県民の生命・財産を守るため速やかに国への対応要請や自衛隊の派遣要請を行う体制・職員への周知や訓練を徹底してほしい。</p>	<p>危機対応力の強化につきましては、研修等による職員の危機管理能力の向上に取り組んでいるほか、緊急事態発生時には危機対策本部を設置して政府や自衛隊に対して速やかに情報共有及び派遣要請等を実施しているところです。引き続き危機対応力の強化の取組みを進めてまいります。(P9)</p>
10	視点①	<p>大学等との連携・協働の推進について、公立化される東北公益文科大学との連携を考慮してほしい。東北公益文科大学は、山形県民に資する大学となるように公立化を進めていただきたいし、県外海外からの人材を獲得できるものとしてほしい。</p>	<p>東北公益文科大学の公立化に併せ、大学の機能強化を図ることとしております。その検討の視点の一つとして「地域の企業・自治体等との連携強化による地域課題解決への貢献」を掲げており、今後具体的な機能強化の検討を進めていきます。公立化後の東北公益文科大学も含め、大学等との連携・協働を推進していきます。(P10)</p>
11	視点①	<p>「民間等委託推進方針」(平成 17 年 7 月策定) は策定年月から 18 年経過しているようですが、最近の SDGs や多様性の尊重など最近の社会情勢を反映されたものになっているのか。</p>	<p>「民間等委託推進方針」につきましては、「民間にできることは民間に委ねる」との基本的な考えに基づき、民間との協働や委託を推進するために策定されたものです。そして、その考え方は現在も変わらず重要なものだと考えております。現時点ではその考え方を変えるような社会情勢の変化はないと考えておりますが、今後も社会情勢を注視しながら改定の必要性を検討してまいります。(P11)</p>

NO	項目	意見の概要	県の考え方
12	視点①	<p>公民連携（PPP）・民間資金等の活用による公共施設等の整備等（PFI）について、富山市におけるPPP/PFIの失敗・反省があるようだが、このことを検証してPPP及びPFIの手法の導入のガイドラインを作成しているのか。</p>	<p>県では、平成29年4月に、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に先立ち、多様なPPP/PFI手法の導入を優先的に検討するために必要な手続及び基準を定める「PPP/PFI手法導入優先的検討方針」を策定し、公民連携の取組みを進めております。</p> <p>なお、制度の運用につきましては、全国の様々な事例の情報収集をはじめ、政府や金融機関等と随時情報交換し、連携しながら適切にPPP/PFI手法の導入を進めてまいります。（P11）</p>
13	視点①	<p>「審議会等委員の幅広い選任」のために、このプランを協議した行政支出点検・行政改革推進委員会の一般公募による委員を増やすべきではないか。</p>	<p>行政支出点検・行政改革推進委員会委員につきましては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、多様な意見を県政に反映するため、行財政改革に関する知見のみならず、その年齢構成、性別、在任期間、他の審議会等委員との重複の状況など、様々な要素を考慮し選任しており、8名の委員のうち、1名が公募委員となっております。今後とも、委員会を適切に運営してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。（P12）</p>
14	視点①	<p>審議会等委員の幅広い選任の女性、若者及び公募委員にはこども基本法に規定しているこどもが含まれるか。</p>	<p>現在、審議会等における若者委員につきましては、「現在の任期の始期に20歳～39歳である委員」としております。一方、こども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こども大綱では、「こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。」とされ、おおむね30歳未満（施策によっては40歳未満）の者とされており、よって、こども基本法に規定しているこどもも若者委員に一部含まれることとなります。</p> <p>こども・若者の視点を尊重し、こども・若者が意見を表明する場や対話をする機会をつくり、意見を県づくりに反映してまいります。（P12）</p>
15	視点②	<p>専門人材の育成・確保では職員の大学や大学院の派遣も考慮してほしい。</p>	<p>県ではこれまでも、大学院等に職員を派遣し、幅広い実践的な知識・経験の習得及び人的ネットワークの構築等に取り組んでおります。引き続き、人材育成の観点も踏まえ、取組みを進めてまいります。（P14）</p>

NO	項目	意見の概要	県の考え方
16	視点②	<p>「職員のこころの健康づくりの指針」（平成 28 年 4 月改定）は改定から 9 年経過しており、昨今はメンタルに問題を抱える職員の増加(特に教職員)しているようだが、「職員のこころの健康づくりの指針」も見直しを考慮してほしい。</p>	<p>「職員のこころの健康づくりの指針」につきましては、厚生労働省が定めた「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を受け、推進体制や役割など、メンタルヘルスケアについての基本的考え方や原則的な実施方法について定めるものとして、平成 18 年 3 月に策定し、その後、試し出勤制度やストレスチェック制度の創設を踏まえ、改定してまいりました。現時点で改定の予定はございませんが、今後も職員の心の健康の保持増進に向け、必要に応じて見直しを図ってまいります。(P16)</p>
17	視点②	<p>ひとり親で未就学児 2 人の子育てをしているが、子がよく体調を崩して看護休暇がすぐなくなってしまう。未就学児のいる世帯の看護休暇を増やすなど、ワーク・ライフ・バランスを推進することが必要なのではないか。</p>	<p>県では、職員が安心して働ける職場環境づくりが重要との観点から、これまでも休暇制度の充実を図ってきたところです。引き続き、休暇を取得しやすい職場環境づくりを含め、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みを進めてまいります。(P16, 17)</p>
18	視点②	<p>やまがたコンフォートビズについて、他の企業等では一定の基準を設けて、自由な髪型・髪色やアクセサリ・ネイル等を認めている事例がある。多様性の尊重や若い職員のモチベーションを保つ意味でもこのような取組みが必要だ。</p>	<p>県では、頂いた御意見を参考にしながら、引き続き T P O を踏まえた通年輕装化の取組み「やまがたコンフォートビズ」を推進し、職員が働きやすい環境の整備を進めてまいります。(P18)</p>
19	視点③	<p>納税環境の整備にあるキャッシュレス納付は、県に納付する各種手数料や学校の授業料等も対象として進めるのか。</p>	<p>県では、納税環境の整備とは別に、公金収納 D X 基本方針に基づき、税金を除いた公金収納に関し、デジタル技術等を積極的に活用して県民の利便性向上と県の業務効率化を図っていくため、順次キャッシュレス化を推進してまいります。(P7, 19, 26)</p>

NO	項目	意見の概要	県の考え方
20	視点③	「山形県財政の中期展望」の作成の時期を明記してほしい。	パブリック・コメント資料3の22ページに「毎年度の当初予算案決定時」と記載しておりますので、御参照ください。(P22)
21	全般	プランの決定過程がよくわからないので、決定過程を見える化すべきだ。	このプランは、令和6年度に外部有識者からなる山形県行政支出点検・行政改革推進委員会における3回の協議及び知事を本部長とする山形県行財政改革推進本部における2回の協議を経て、県議会に12月及び2月定例会で報告を行った後、パブリック・コメントを実施しております。この策定経過はパブリック・コメント資料3の30ページに記載しており、また、上記委員会の資料や議事録、県議会への報告の概要はそれぞれ県及び県議会のホームページ上で閲覧できるようになっております。今後も引き続き適切に対応してまいります。(P30)
22	全般	「山形県行財政改革推進本部」、「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」、「山形県職員育成基本方針」、「山形県地方税徴収対策本部」、「山形県未収金対策本部」の解説を付記してほしい。	<p>「山形県行財政改革推進本部」及び「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」につきましては、パブリック・コメント資料3の6ページの「6 推進体制」で記載するとともに、31～35ページに設置要綱等を示しておりますので、御参照ください。</p> <p>また、県の方針等に関する注釈につきましては、プランをシンプルで見やすいものにするために、名称から一般的に内容が把握できるものは原則として注釈を記載しておりません。御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>(P6, 31～35)</p>

NO	項目	意見の概要	県の考え方
23	全般	<p>「山形県行財政改革推進本部」、「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」、「県及び市町村長・議長会議」、「県・市町村連携推進方針」、「民間等委託推進方針」、「山形県障がい者である職員の活躍推進計画」、「職場におけるパワーハラスメントの防止等に関する指針」、「職員のかころの健康づくりの指針」、「山形県環境保全率先実行計画（第5期）」の各計画・指針と行革プランとの位置付けがわかるイメージ図を示すことはできるか。</p>	<p>行革プランは、知事を本部長とし、行財政運営の全分野について不断の見直しを行い改革を推進するための組織である「山形県行財政改革推進本部」で協議、決定されます。また、行革プランの策定や取組内容等について、外部有識者からなる第三者機関である「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」において、県民の視点から評価と助言を得ております。</p> <p>その他の会議、計画、指針等は、それぞれ個別の県政課題に対応するために開催あるいは策定されたものです。そして、各計画等に基づき取り組む内容が行財政改革に資するものである場合は、その取組みを着実に進めるために行革プランにも記載している、という関係性となります。</p> <p>行革プランと各計画等との関係性（位置付け）は上記のとおり非常にシンプルなものとなっておりイメージ図を示すことは考えておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。（P6, 10, 11, 14, 16, 21）</p>